

福島工業高等専門学校研究紀要投稿要領

(平成5年4月28日)

(校長 裁定)

(最終改正 令和4年7月5日)

(投稿要件)

「福島工業高等専門学校研究紀要」(以下「研究紀要」という。)に投稿できる論文は、「福島工業高等専門学校研究紀要発行規則」(以下「発行規則」という。)の第7条及び第8条を満たしているものに限り、論文の執筆者全員が「発行規則」の第13条及び第14条の規定に同意することを条件とする。

さらに、以下の事項を満たしているものに限る。

- ・論文は、それだけで独立した完結したものである。
- ・執筆者全員が、研究の着想と企画、データの取得、分析、解釈など論文の完成に実質的な貢献をしている。
- ・論文における執筆者の表示順は、論文の完成への貢献度に基づいて決められており、それを執筆者全員が承認している。ただし、グループで行った研究については、研究全体を管理、統括している者を最後に表示してもよい。なお、投稿後の執筆者の追加・削除・表示順の変更は認めない。執筆者の表示に関わる変更があった場合には、投稿者は論文の投稿を取り下げることとする。
- ・執筆者全員が、投稿する論文原稿の内容の全てを承認している。
- ・執筆者全員は、研究結果に対しての責任と説明義務を共有しており、そのことについて同意している。
- ・執筆者全員が、「研究紀要」への掲載とその公開を同意している。
- ・「投稿論文チェックシート」のチェック項目のすべてを満たしている。

なお、「発行規則」の第7条で示されている既発表の内容を含む論文の投稿については、以下の事項を満たしていることが必要となる。

- ・学会報告等の際に提出した予稿・報告要旨・記録などを掲載した媒体にISBN またはISSN が付与されていない。
- ・学会報告等の際に提出した予稿・報告要旨・記録などの著作権が、それらを掲載した媒体を発行している学会、団体、機関等に帰属していない。
- ・他の媒体に査読を経て掲載されていない。
- ・既発表の内容に新たな知見が加味され、再構成されている。
- ・既発表の内容を含む場合、あるいは関連した内容の場合には、これまでどの部分を、どの程度、どこで発表してあるかが論文中に明記されている。

(投稿申込)

必要事項を記入した「投稿申込書」をPDF形式ファイルに保存し、指定された期限までに総務課総務企画係宛てのメールに添付して提出する。なお、論文原稿に記載された内容に関して利益相反となる者が、福島工業高等専門学校(以下「本校」という。)

に在籍している場合には、投稿者は書面（様式は任意）により研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

（原稿作成）

論文原稿は、「福島工業高等専門学校研究紀要執筆要領」（以下「執筆要領」という。）に従って作成する。

（原稿提出）

原稿は、A4判のPDF形式ファイルに保存し、指定された期限までに総務課総務企画係宛てのメールに添付して提出する。原稿提出とあわせて、必要事項を記入した「投稿論文チェックシート」のPDFファイルも提出する。なお、文献の引用方法及び注釈の表記方法において、所属学会等で推奨する方法等、「執筆要領」と異なる方法を用いる場合は、研究紀要編集委員会（以下「委員会」という。）に書面で申し出ることとする。委員会での審議において可否を判断し、その審議結果は投稿者と査読者に通知する。

（原稿受付）

特段の事情がないにもかかわらず、指定された提出期限内に論文原稿と「投稿論文チェックシート」が提出されない場合は、論文原稿の受付をしない。

以下の事項に該当する論文原稿は、委員会の判断により、投稿者に関する資料の提示及び説明を求めることがある。また、必要に応じて論文原稿の修正を求めることがある。なお、査読開始前までに修正されない場合や委員会において修正が不十分と判断された場合は、論文原稿の受付をしない。この結果は、委員長から校長に報告し、了承を得ることとする。

- ・「発行規則」の諸条件を満たしていない。
- ・「投稿要領」の諸条件を満たしていない。
- ・「執筆要領」から逸脱している。
- ・「投稿論文チェックシート」の記載に不備がある。
- ・「投稿論文チェックシート」の記載に虚偽もしくは事実と異なる点がある。
- ・その他、研究倫理に抵触する恐れがある。
- ・その他、「研究紀要」への掲載に適していない事由がある。

また、査読後において上記の事項に該当することが判明した論文原稿についても、委員会の判断により、投稿者に関する資料の提示及び説明を求めることがある。また、必要に応じて論文原稿の修正を求めることがある。なお、修正されない場合や委員会において修正が不十分と判断された場合は、当該論文を掲載不可とする。この結果は、委員長から校長に報告し、了承を得ることとする。

さらに、「研究紀要」への掲載後に上記の事項に該当することが判明した論文については、委員会での審議により「研究紀要」への掲載取り消し及び「研究紀要」からの削除も可能とする。この結果は、委員長から校長に報告し、了承を得ることとする。

（査読）

委員会によって受付された論文原稿は、「福島工業高等専門学校研究紀要査読要領」に従って査読が行われる。

(校正)

委員会によって掲載可とされた論文原稿の校正は、執筆者が行う。ただし、校正時における論文原稿の大幅な追加・書き直しは原則として認めない。

(原稿取り下げ)

投稿者から原稿が提出された後、その論文が公開されるまでに、投稿者は原稿の取り下げを行うことができる。この場合、執筆者が著作権に関する全ての権利を保有したままとなり、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）は一切の権利を放棄する。

論文投稿後に過誤が発覚した場合など、原稿の取り下げを希望する場合は、直ちに委員会に論文の取り下げの申請を書面（様式は任意）により行う。

また、査読意見の送付後、委員会が定める期間以上に返答等、何らかの連絡がない場合は、委員会によって原稿の取り下げを行うことがある。

以上に関しては、委員会での審議を経て、委員長から審議結果を校長に報告し、了承を得ることとする。

(論文撤回)

投稿論文が掲載可となり公開された以降に、論文内容に関する過誤や不正を含んでいたり、他の場所で発表していたり、研究倫理または出版倫理を遵守していなかったり、他者の権利を侵害していたりした場合、論文撤回を希望する執筆者は、論文撤回の理由や経緯の詳細を委員会に報告し、論文撤回の申請を書面（様式は任意）により行う。委員会は、その報告を受け、調査を行い、論文撤回の決定の判断をする。この判断結果は、委員長から校長に報告し、了承を得ることとする。

なお、論文撤回が決定した場合は、論文の取り下げの扱いにはならない。「研究紀要」に掲載された論文については、その掲載の事実を取り消さず、撤回された事実とその経緯についての記事を公表する。また、その記事の著作権は本校が有することになる。ただし、撤回された論文については、全ての内容に関して執筆者が著作権を有することになる。

(細目)

この要領に定めるもののほか、必要な細目は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成5年4月28日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 福島工業高等専門学校研究紀要投稿要領（昭和46年12月1日校長裁定）は、廃止する。

附 則（平成8年4月1日改正）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月9日改正）

この要領は、平成15年7月9日から施行する。

附 則（平成19年3月28日改正）

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（令和元年７月２日改正）

この要領は、令和元年７月２日から施行する。

附 則（令和２年７月７日改正）

この要領は、令和２年７月７日から施行する。

附 則（令和４年７月５日改正）

この要領は、令和４年７月５日から施行する。